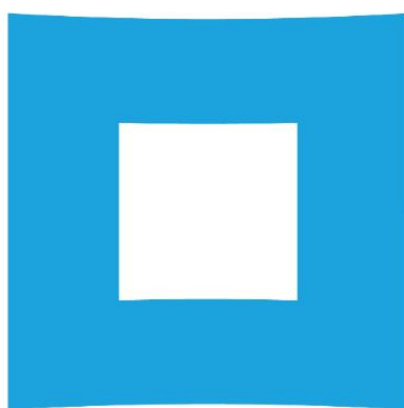


令和元年

秋の交通安全県民運動実施要領

【令和元年9月21日（土）～9月30日（月）】



SAGA
BLUE
PROJECT

佐賀県交通対策協議会事務局

(佐賀県くらしの安全安心課 交通事故防止特別対策室)

令和元年秋の交通安全県民運動実施要領

第1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期間

- 1 令和元年9月21日（土）から9月30日（月）までの10日間
- 2 9月30日（月）～交通事故死ゼロを目指す日

第3 主催

佐賀県交通対策協議会（構成機関・団体：別表1のとおり）

第4 推進機関・団体

別表2のとおり

第5 運動のスローガン

「守ろう交通ルール 高めよう交通マナー」

第6 運動の重点

1 全国重点

- (1) 子供と高齢者の安全な通行の確保
- (2) 高齢運転者の交通事故防止
- (3) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- (4) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (5) 飲酒運転の根絶

2 地域重点（佐賀県）

追突事故の防止

第7 運動の重点に関する主な推進事項

1 全国重点(1) 「子供と高齢者の安全な通行の確保」に関する推進事項

本県においては、本年6月末現在の子供と高齢者の負傷者数は、幼児・児童が211人、高齢者が589人であり、死者12人中6人が高齢者となっている。

現在取り組んでいる「第10次佐賀県交通安全計画」では、高齢者や子どもなどの交通弱者への配慮や思いやりをもった「人優先」の交通安全思想を基本として、次代を担う子どもたちを交通事故から守るとともに、死者数全体の半数を高齢者が占める厳しい交通情勢に的確に対処するため、次の項目を推進する。

- (1) 幼児・児童の交通事故防止のための実施内容
 - ア 通学路等における幼児・児童の安全の確保
 - イ 安全に道路を通行することについての日常生活における保護者から幼児・児童への交通安全教育の促進
- (2) 高齢者の交通事故防止のための実施内容
 - ア 高齢者自身による身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
 - イ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（走行車両の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の実施

2 全国重点(2) 「高齢運転者の交通事故防止」に関する推進事項

佐賀県内では、全国統計と同様、人口に占める高齢者の割合が年々増加しており、平成30年の県内人口に占める高齢者の割合は29.6%である。県内の運転免許人口に占める高齢者の割合も年々増加しており、平成30年は26.2%となっている。

過去5年間の平均をみると、高齢運転者は、高齢運転者以外の方と比較して死亡・重傷事故を起こす割合が高い。一方で、高齢者は交通事故の被害者となりやすい傾向にある。また、全国的にも高齢運転者による重大交通事故が相次いでいるため、次の項目を推進する。

- (1) 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発
- (2) 自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティサポートカーS（略称：サポカーS）の普及啓発
- (3) 身体機能の低下等により安全な運転に不安のある運転者等に対する運転適性相談窓口の積極的な周知及び利用促進
- (4) 運転免許証の自主返納制度、返納者への支援措置及び運転適性相談窓口の積極的な周知等による自主返納等の促進
- (5) 70歳以上の運転者に対する高齢者マークの使用促進、高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底
- (6) 高齢者の運転に関する家庭内での話し合いの促進

高齢者交通安全五則(まみむめも) (平成24年10月15日佐賀県交通対策協議会決定)

- | | | |
|---|-----|-------------------------|
| ま | ・・・ | 待つ(安全が十分に確認できるまで待つ) |
| み | ・・・ | 見る(周囲の状況を見る) |
| む | ・・・ | 無理をせず止まる(交差点では無理をせず止まる) |
| め | ・・・ | 目立つ(反射材用品を着用して目立つ) |
| も | ・・・ | もっと知る(自分の身体機能の変化をもっと知る) |

3 全国重点(3) 「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止」に関する推進事項

秋口は、夕暮れから日没までの時間が急激に早まる時期であり、例年、この時期から年末にかけて交通事故の発生件数、死者数ともに増加する傾向にある。

本県では、昨年中に発生した夜間歩行中の死亡事故の全てにおいて、反射材用品の着用が認められなかった。

夕暮れから日没までの時間帯は「車両と人」の動きが重なり合う交通環境にある上、さらに視認性の低下なども要因となり交通事故が増加することが考えられることから、夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故を防止するため、次の項目を推進する。

(1) 反射材用品等の着用の促進

衣服、履物等、身の回り品への反射材等の装着の促進と各種広報媒体を活用した反射材用品、明るい目立つ色の衣服等の着用効果などに関する広報啓発活動の促進

(2) 自転車乗用中の交通事故防止のための実施内容

ア 「自転車安全利用五則」を活用した前照灯の点灯等、交差点での信号遵守と一時停止、安全確認の交通ルール・マナーの周知徹底

イ 二人乗り、並進、飲酒運転の禁止の徹底と、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底

ウ 幼児・児童の乗車中のヘルメット着用の徹底と、高齢者や中学・高校生等の自転車利用者に対するヘルメット着用の促進

エ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と、幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進

オ 自転車通行空間が整備された箇所における走行ルールの周知徹底

カ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進

(3) 自動車運転者に対する実施内容

ア 夕暮れ時における自動車の前照灯の早めの点灯の励行

イ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用の励行

ウ 横断歩道における子供、高齢者、障害者等に対する思いやりのある運転の促進

エ 運転中のスマートフォン等の操作等の禁止の徹底

自転車安全利用五則 (平成19年7月10日交通対策本部決定)

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

4 全国重点(4) 「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」に関する推進事項

本県においては、昨年の交通死亡事故において、死者 30 人中 11 人が四輪乗車中であり、シートベルト非着用は 5 人であった。

自動車乗車中における後部座席を含めた全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底し、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図るため、次の項目を推進する。

- (1) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底
- (2) シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進
- (3) シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け等、正しい使用方法の周知徹底
- (4) 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

5 全国重点(5) 「飲酒運転の根絶」に関する推進事項

飲酒運転が、重大な交通事故に直結する危険性・悪質性が極めて高い交通違反であることは周知されているにも関わらず、昨年、本県では、飲酒運転違反が 199 件検挙され、飲酒による交通事故が 109 件発生し、うち 4 件が死亡事故となっている。

本年 6 月末現在、飲酒運転違反が 107 件検挙されているほか、飲酒による交通事故が 60 件発生し、うち飲酒による死亡事故も 2 件発生している。

秋季は、行楽地での飲酒の機会が増えるなど、飲酒運転の発生が懸念されるほか、近年、アルコール依存症などの精神疾患が関連しているとの見方があることから、本運動を通じて広く県民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、飲酒運転に起因する交通事故の悲惨さを訴えて規範意識の確立を図るとともに、依存症治療のための専門相談・医療機関への受診啓発を図るなど飲酒運転の根絶を醸成するため、次の項目を推進する。

- (1) 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じた、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
- (2) 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転をさせない運転者教育の推進
- (3) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の推進
- (4) 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施

飲酒運転四(し)ない運動

- ① 運転するなら酒を飲まない
- ② 酒を飲んだら運転しない
- ③ 運転する人に酒をすすめない
- ④ 酒を飲んだ人に運転をさせない

6 地域重点 「追突事故の防止」に関する推進事項

本県は、他県に比べて追突事故が特に多く、交通事故増加の大きな要因となっている。

本年6月末現在においても、全人身事故2,456件のうち、追突事故が1,104件となっており、昨年同様に4割を超えている。

【参考】過去5年間の追突事故の発生状況

追突事故発生状況	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年6月末
全人身交通事故発生件数	8,561件	7,783件	6,765件	5,725件	2,456件
うち追突事故件数	3,809件	3,651件	3,028件	2,696件	1,104件
全人身事故に占める構成比	44.5%	46.9%	44.8%	47.1%	45.0%
全国平均の構成比	36.4%	36.7%	35.3%	34.7%	—

追突事故の原因については、「前方不注意」や「動静不注視」が大半を占めており、ぼんやり、脇見、思い込み、焦り、錯覚等がその要因であることから、運転手に対して、「前方の注視」「車間距離の保持」等、運転時の基本的事項の遵守を呼びかけ、追突事故を防止する。

- (1) 前方注視、車間距離の保持、方向指示器による合図要領等、安全運転に関する基本的事項についての広報啓発活動の積極的推進
- (2) 車間距離の保持、方向指示器による合図の要領、余裕を持った行動等をまとめた、追突事故防止のための「みつつの3」運動の推進
- (3) 運転中の携帯電話やスマートフォン等の使用禁止の徹底
- (4) 過労等による「居眠り運転」等の防止対策の推進
- (5) 広報紙(誌)等、各種広報媒体を活用した積極的な広報の推進

追突事故防止のための「みつつの3」運動

(平成26年1月20日佐賀県交通対策協議会決定)

① 「3秒間の車間距離」

	急ブレーキをかけて 停止する距離	3秒での車間距離 (安全な車間距離)
時速40km	2.2m	33.3m
時速50km	3.2m	41.7m
時速60km	4.4m	50.1m

※前車との距離は、電柱や道路標識を目標にする。

② 「3秒・30メートルルール(方向指示器)の徹底」

- ・進路変更の合図は、進路変更する3秒前で。
- ・右左折の合図は、30メートル手前で。
～早めの合図は、周りの人への思いやり運転～

③ 「3分前の出発」

- ・先を急ぐ運転が特に危険。
- ・心に余裕を持つことで追突事故を防ぐ。
～焦らず、急がず、安全確認～

第8 交通事故死ゼロを目指す日～9月30日(月)

交通事故死ゼロを目指す日は、交通安全に対する国民の更なる意識の向上を図り、県民一人一人が交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故に注意して行動することにより、交通事故の発生を抑止することを目的としている。

秋の交通安全県民運動では、「9月30日(月)」を指定し、この実施に当たっては、県民一人一人が交通安全について考え、交通事故のない社会は県民自らが成し遂げるものであるとの認識を県民全体に正しく広めるよう努めるものとし、本運動の展開に連動した取組を行うものとする。

第9 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、交通事故により、いまだ多くの人々が犠牲になり、あるいは心身に損傷を負っている厳しい交通事故情勢が県民に正しく理解・認識され、本運動の重点及び推進項目が県民各層に定着して、県民一人一人が交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、県、市町、関係機関・団体は相互に連携し、以下の要領により効果的に運動を展開するものとする。

その際、交通事故被害者等の視点に配慮するとともに、交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表するものとする。

さらに、交通安全に対する県民の更なる意識の向上を図り、県民一人一人が交通事故に注意して行動することにより、交通事故の発生を抑止することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

- 1 推進機関・団体は、相互間のもとより関係機関・団体等との連絡を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。

また、別表3「推進機関・団体の推進事項」記載のとおり、組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意・工夫し、以下のような諸活動を展開又は支援するものとする。

- (1) 自動車学校等の練習コース、視聴覚教材、シミュレーター、シートベルトコンビンサー、スケアード・ストレイト方式等を活用した参加・体験・実践型の各種交通安全教育の実施
- (2) 各種広報媒体を活用した街頭キャンペーン及び街頭における交通安全指導、保護・誘導活動の実施

(3) 交通安全教材や地域の交通事故実態と特徴が容易に理解できる各種資料(交通事故統計、広報啓発資料等)の提供

- 2 推進機関・団体は、交通安全キャンペーンや交通安全教育等を通じて、反射材用品、明るい目立つ色の衣服等の着用の必要性、「自転車安全利用五則」の周知徹底、シートベルトとチャイルドシートの着用効果、飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転等の悪質性・危険性に関する広報啓発活動を展開するものとする。

また、危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対し、交通の危険を防止するための講習を受けることを義務付ける自転車運転者講習制度が導入されたことについて、周知の徹底を図るものとする。

広報に当たっては、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、インターネット、携帯端末、ポスター、広報車等、各種媒体を活用して、対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動を効果的に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の高揚を図るものとする。

- 3 推進機関・団体は、所属の全職員に対し、本運動の趣旨及び重点等を周知させ、飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した運転等をしない、させないことはもとより、反射材用品等の着用、自動車乗車中における後部座席を含めた全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの着用や自転車乗用中の交通ルールの遵守等、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。
- 4 県及び市町は、事前に運動の趣旨等について広く住民に周知し、市町民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに、住民本位の運動として展開されるよう、民間団体及び交通ボランティア等との幅広い連携を図りつつ、地域の事故実態及び住民や交通事故被害者等のニーズ等を踏まえた実施に努めるものとする。

また、高齢化が進む交通ボランティアの活性化と若者の交通安全意識の向上を図るため、各種交通安全キャンペーン、街頭監視・指導活動等への若者の参加促進に努めるものとする。

これらを踏まえ、以下のような諸活動を展開又は支援するものとする。

- (1) 地域、家庭等における実施要領

町内会、老人クラブ等との連携による世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催するとともに、住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等を実施し、住民側から見た交通上の危険箇所等を積極的にくみ上げ、その把握と解消に努める。

また、家庭内においては、話し合い等を通じて交通安全意識を高めるとともに、保護者や家族が自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、通学路等での交通事故の発生状況など身近な交通事故実態、シートベルト・チャイルドシート及び反射材用品・明るい目立つ色の衣服などの着用効果等、飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転等の悪質性・危険性、自転車の安全利用等に関する必要な資料・情報の提供を行う。

さらに、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導等の高齢者と接する機会を利用した交通安全指導が地域ぐるみで行われ

るよう努める。

(2) 保育所、幼稚園、認定こども園及び小学校等における実施要領

保護者、保育士、教師等との連携により、子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催して、歩行中の安全な通行方法や「自転車安全利用五則」を活用した自転車の安全利用等の交通ルールの理解及び交通マナーの向上を図る。

また、保護者に対して幼児二人同乗用自転車の安全利用並びに乳児・児童の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用及び幼児用座席に幼児を乗車させる際のシートベルト着用を促進するほか、自転車乗車中におけるチャイルドシートの正しい使用の徹底を図る。

さらに、保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等を実施し、子供の目線から見た通学路等における交通上の危険箇所の把握と解消に努める。

(3) 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動

施設責任者、医師、看護師等との連携により、参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催し、反射材用品、明るい目立つ色の衣服等の着用効果等について理解を深め、これらの活用を促すとともに、歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等について指導を徹底する。

また、関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等を実施し、高齢者から見た交通上の危険箇所の把握と解消に努める。

(4) 職域における実施要領

職場の管理者、安全運転管理者、運行管理者等との連携により、事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等を開催し、飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知等について指導を徹底する。

また、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底及びこれらの着用効果の理解促進、自転車利用者に対する交通ルールの遵守等職域における交通安全意識の向上を図るほか、社内広報誌(紙)を活用した積極的な広報啓発活動や職域の職員による地域の各種交通安全啓発活動への参加を促進するため、安全運転や交通事故情勢などに関するきめ細かな情報提供を行う。

第10 効果評価の実施

県・市町及び関係機関・団体は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

第11 報告

市町及び関係機関・団体は、別添の報告様式及び報告期限に従い佐賀県くらしの安全安心課交通事故防止特別対策室(佐賀県交通対策協議会事務局)あてに報告すること。

別表 1

◎ 佐賀県交通対策協議会構成機関・団体

佐賀県	佐賀県地域婦人会交通安全母の会
佐賀県議会	佐賀県商工会議所連合会
佐賀県教育委員会	佐賀県商工会連合会
佐賀県警察本部	日本青年会議所九州地区 佐賀ブロック協議会
佐賀運輸支局	佐賀県P T A連合会
佐賀国道事務所	佐賀県高等学校P T A連合会
佐賀労働局	佐賀県子ども会連合会
佐賀県市長会	佐賀県老人クラブ連合会
佐賀県町村会	西日本高速道路(株)九州支社 佐賀高速道路事務所
佐賀県交通安全協会	九州旅客鉄道株式会社
佐賀県安全運転管理者協議会	佐賀県保育会
佐賀県自家用自動車協会	佐賀県私立幼稚園連合会
佐賀県トラック協会	日本自動車連盟佐賀支部
佐賀県バス・タクシー協会	
佐賀県指定自動車学校協会	

以上 28 機関・団体（順不同）

別表 2

◎ 推進機関・団体

佐賀県	佐賀県地域婦人会交通安全母の会
佐賀県議会	佐賀県商工会議所連合会
佐賀県公安委員会	佐賀県商工会連合会
市町（県内 20 市町）	日本青年会議所九州地区佐賀ブロック協議会
佐賀県警察本部	佐賀県 P T A 連合会
佐賀県教育委員会	佐賀県高等学校 P T A 連合会
佐賀県市長会	佐賀県子ども会連合会
佐賀県町村会	佐賀県老人クラブ連合会
佐賀県消防協会	佐賀県連合青年団
佐賀地方裁判所	佐賀県長寿社会振興財団
佐賀地方検察庁	佐賀県保育会
佐賀国道事務所	佐賀県私立幼稚園連合会
佐賀労働局	佐賀県女性と生涯学習財団
佐賀地方気象台	西日本高速道路（株）九州支社
佐賀運輸支局	佐賀高速道路事務所、久留米高速道路事務所、長崎高速道路事務所
九州農政局佐賀地域センター	九州旅客鉄道株式会社
自衛隊佐賀地方協力本部	松浦鉄道株式会社
佐賀県交通安全協会	佐賀県高速道路交通安全協議会
自動車安全運転センター佐賀県事務所	自動車事故対策機構佐賀支所
佐賀県安全運転管理者協議会	佐賀自賠償損害調査事務所
佐賀県自家用自動車協会	佐賀県自動車整備振興会
佐賀県トラック協会	佐賀県弁護士会
佐賀県バス・タクシー協会	佐賀県公民館連合会
佐賀県指定自動車学校協会	佐賀県中古自動車販売協会
佐賀県医師会	軽自動車検査協会佐賀事務所
佐賀県歯科医師会	佐賀県農業協同組合中央会

佐賀県国公立幼稚園会	全国共済農業協同組合連合会佐賀県本部
佐賀県高等学校生徒指導連盟	佐賀県農業協同組合
佐賀県高等学校協会	佐賀県石油商業組合
佐賀県小中学校長会	日本自動車連盟佐賀支部
佐賀県経営者協会	佐賀新聞社
佐賀県建設業協会	朝日新聞社佐賀総局
佐賀県労働基準協会	共同通信社佐賀支局
佐賀県交通運輸労働組合協議会	時事通信社佐賀支局
佐賀県人権擁護委員会連合会	西日本新聞社佐賀総局
佐賀県民生委員児童委員協議会	日本経済新聞社佐賀支局
佐賀県二輪車安全普及協会	毎日新聞社佐賀支局
佐賀県建設労働組合連合会	読売新聞社佐賀支局
佐賀市個人タクシー協同組合	夕刊新佐賀新聞社
J R 九州佐賀駅構内タクシー協会	株式会社サガテレビ
佐賀玄海漁業協同組合	N H K 佐賀放送局
佐賀県有明漁業協同組合	N B C ラジオ佐賀
佐賀県飲食業生活衛生同業組合	エフエム佐賀
佐賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	えびすFM
佐賀県左官業協同組合	FMからつ
佐賀県道路用コンクリート製品工業組合	
佐賀県石材工業協同組合	
佐賀県軽自動車協会	
佐賀県自動車販売店協会	

以上 9 3 機関・団体（順不同）

別表 3

◎ 推進機関・団体の推進事項

推進機関・団体	推進事項
各機関・団体共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 あらゆる広報媒体を活用して交通安全に関する広報啓発活動の強化推進を図る。特に現在、佐賀県が置かれている厳しい交通情勢(人口 10 万人当たりの人身交通事故発生件数全国ワースト 1 を脱却したものの、依然としてワーストレベルを推移)についての周知徹底を図る。 2 自組織内全ての職員に運動の周知徹底を図るとともに、自組織内職員による率先的な行動を推進する。 3 運動の重点に関するキャンペーンを展開する。 4 交通安全用品について効果の周知と普及促進を図る。 5 報道機関等に対して運動の取組について積極的に資料提供し、運動の周知と交通安全の啓発を推進する。 6 子どもや特に高齢者に対し、街頭での「声かけ運動」を積極的に実施する。 7 追突事故防止のための「みつつの 3」運動の広報啓発活動の推進強化を図る。 8 「高齢者交通安全五則(まみむめも)」の周知徹底と、正しい横断の方法などの交通ルールの遵守や確実な安全確認の励行を推進する。 9 「横断歩道以外の道路横断者の存在」とその危険性、横断歩道の利用を呼びかけ、道路横断中における交通事故を根絶するための広報啓発活動の推進強化を図る。 10 夜間における交通事故防止のため、「原則ハイビーム」の広報啓発活動の推進強化を図る。 11 自転車の正しい通行方法と 「自転車安全利用五則」の広報啓発活動の推進強化を図る。 12 自転車利用者に対する「自転車保険」への加入促進を図る。 13 自転車のオートライト化の促進を図る。 14 人口 10 万人当たりの人身交通事故発生件数等の全国ワーストレベルからの脱却に向けた活動を展開する。

<p style="text-align: center;">県</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町、関係機関・団体等との連絡調整及び地域における自主的な運動の展開を要請する。 2 各市町、関係機関・団体が実施する交通安全イベント、交通安全教室等を支援する。 3 運動の重点等に関するチラシ等の作成配布、テレビ、ラジオ、新聞等への資料提供と各種広報媒体の積極的活用により広く県民に運動の重点等の周知徹底を図る。 4 広報車を活用した広報活動を実施し、広く県民に運動の周知徹底を図るとともに、運動への積極的な参加を促進する。
<p style="text-align: center;">市 町</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報車、有線放送、ケーブルテレビ等を活用して、住民に運動の重点等の周知徹底を図るとともに、運動への積極的な参加を促進する。 2 交通指導員、学校、老人クラブ等と連携、協力して、特に子ども、高齢者に対する保護・誘導活動を推進する。 3 交通安全意識の高揚を図るため、関係機関・団体と連携、協力して、交通安全キャンペーン等を実施する。 4 子ども、保護者、高齢者等世代間交流に着目した参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。 5 地域をあげた飲酒運転根絶気運の醸成を図る。
<p style="text-align: center;">警 察</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 子ども、高齢者に対する交通安全教育を積極的に実施する。 2 重大事故に直結する悪質・危険性の高い交通違反の取締りを強化する。 3 交通事故多発交差点や路線を重点とした交通監視活動や保護誘導活動を強化し、道路利用者の交通安全意識の高揚を図る。 4 自転車利用者に対する街頭指導等を強化する。 5 関係機関・団体が行う各種交通安全活動に対する積極的な支援を行う。 6 飲酒運転根絶に向けた各種施策の強化を図る。

<p>学 校 教 育 委 員 会 幼 稚 育 園 所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 園児や小・中・高校生に対する交通安全教育、特に道路の正しい横断方法や自転車の正しい乗り方等についての指導を徹底する。 2 児童・幼児の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用の指導を徹底する。 3 子どもの発達段階に応じた交通安全教育を実施し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上について指導する。 4 家庭や関係機関との緊密な連携により、通学自転車の点検整備と駐輪及び走行マナーの向上や自転車利用中における携帯電話の使用禁止、傘差し運転や二人乗りの禁止等についての指導を徹底する。 5 家庭や関係機関との緊密な連携により、自転車保険の加入を促進するとともに、交通安全意識の高揚を図る。
<p>運 輸 支 局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 街頭車両検査等による整備不良車両の排除及び無車検、無保険車両運行防止の指導・啓発を図る。 2 自動車整備工場に対する不正改造防止等の指導を強化する。 3 自動車運送事業者に対して、運行管理、車両管理の適正化を指導する。 4 自動車点検整備についての啓発活動の強化を図る。
<p>道 路 管 理 者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通危険箇所及び事故多発地点・区間に対する点検を行い、安全対策に努める。 2 道路クリーン作戦を効果的に推進し、道路不正使用、放置物件、違法広告物等の是正指導と道路の適正管理を図る。
<p>労 働 局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業主、衛生管理者等を通じて、運転者の健康管理と過労運転の防止に努める。 2 「交通労働災害防止のガイドライン」の普及と遵守を図る。 3 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に基づき、自動車運転者を雇用する事業所に対する監督指導を通じて、本運動の効果的推進を図る。
<p>交 通 安 全 協 会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ、ラジオ、啓発チラシ等により、運動の周知徹底を図る。 2 運転者等に対する講習会を開催し、子どもや高齢者に対する「思いやり運転」等の交通安全意識の高揚を図る。 3 高齢運転者、高齢歩行者等に対する交通安全意識の高揚を図る。 4 自転車利用者のルール遵守とマナー向上のための広報強化を図る。 5 反射材等交通安全用品の活用と普及促進を図る。 6 「T S マーク」の普及促進を図る。 7 ハンドルキーパー運動の普及促進と地域における飲酒運転根絶気運の醸成を図る。

<p>安全運転管理者協議会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関と協力して各事業所を訪問指導し、安全運転管理体制の強化に努める。 2 事業所ぐるみによる、子どもや高齢者を交通事故から守るための「思いやり運転」等の交通安全識の高揚を図るとともに、飲酒運転の根絶など運動重点の周知を図る。 3 各事業所におけるハンドルキーパー運動の普及促進と飲酒運転根絶気運の醸成を図る。
<p>高等学校PTA連合会 P T A 連 合 会 子ども会連合会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校その他の関係機関・団体と連携し、児童や生徒に対する交通安全教育を推進する。 2 家庭における交通安全に関する「保護者と子の対話」を推進する。 3 学校等と協力して自転車の交通ルール遵守と交通マナー向上の指導に努める。 4 児童・幼児の自転車乗車時における乗車用ヘルメット着用を推進する。
<p>地域婦人会交通安全母の会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各家庭における交通安全に関する家族会議の開催を促進するなど、「交通安全は家庭から」の指針を定着させ、交通安全意識の高揚を図る。 2 「愛の一声運動」を推進し、地域一体となって子どもや高齢者に対する安全な歩き方の指導と道路横断時の保護・誘導活動を強化する。 3 高齢者の交通事故を防止するため、高齢者世帯に対する訪問指導を行うなど、関係機関等と一体となった地域ぐるみの交通安全活動を推進する。
<p>連 合 青 年 団</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域における青年団活動やサークル活動において、安全運転をテーマとして取り上げ、若者の交通安全意識の高揚を図る。 2 若者に対し、子どもや高齢者を交通事故から守るための「思いやり運転」や飲酒運転の根絶など運動重点の推進を呼びかける。
<p>老人クラブ連合会 県長寿社会振興財団</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種会合等での交通安全意識の高揚と交通安全行事等への積極的な参加を呼びかける。 2 「高齢者交通安全五則(まみむめも)」の周知徹底と、正しい横断の方法などの交通ルールの遵守や確実な安全確認の励行を推進する。 3 70歳以上の運転者の高齢運転者マークの使用促進を図る。 4 老人交通指導員や交通安全部会の設置及びシルバーリーダーの養成等自主活動の促進を図る。 5 高齢者に対する反射材の効果を周知徹底させ、その活用を促進し、高齢者の交通事故防止を図る。 6 加齢に伴う運動・運転能力が変化していることを理解・認識させ、自覚に基づく安全行動や安全運転の実践を呼びかける。

鉄道事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道沿線、駅構内及び列車内において、踏切事故防止について広報を行う。 2 踏切の保安施設等の点検整備を推進する。
石油販売関係団体 商工会議所連合会 商工会連合会 農業協同組合 建設業協会 日本青年会議所	<ol style="list-style-type: none"> 1 ポスター、立看板、店内放送等による交通安全広報を実施する。 2 来客、来訪者に対して、子供や高齢者に対する「思いやり運転」等の交通安全意識の高揚を図る。 3 駐車場の整備や駐車場マップ等の配布により、違法駐車等の追放を推進する。 4 公共交通機関の利用促進を図る。
トラック協会 バス・タクシー協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 特に、子供と高齢者を交通事故から守るための「思いやり運転」を積極的に推進するなど、交通マナーの実践を啓発する。 2 運行管理者等は、早めのライト・合図の点灯やポンピングブレーキによる制動予告の実践など防衛運転の積極的な促進を図る。 3 飲酒運転根絶のための啓発活動を積極的に推進する。
自動車販売店関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 車両の点検整備を通じて、安全運転の呼びかけを行う。 2 自動車販売時におけるチャイルドシートとシートベルトの正しい着用等の「ワンポイント・アドバイス」の徹底を図り、安全運転を奨励する。 3 飲酒運転、若者による暴走運転など無謀運転の追放気運の醸成を図る。
二輪車普及安全協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 ヘルメットの正しい着用と目立つ服装の着用を呼びかける。 2 二輪車の点検整備の励行と不正改造車両に対する改善指導の徹底を図る。 3 グッドライダー宣言を普及し、交通安全意識の高揚を図る。 4 自動二輪車の二人乗りに関する正しい技能及び知識についての理解の促進を図る。 5 店頭における「ワンポイント・アドバイス」の徹底を図り、安全運転の励行を奨励する。 6 若者の無謀運転等の追放気運の醸成を図る。
自動車整備振興会	<ol style="list-style-type: none"> 1 車両の点検整備を通じて、安全運転の励行を呼びかける。 2 不正改造を防止するとともに、定期点検の励行を促進する。
高速道路交通安全協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 ポスター、パンフレット、チラシ、立看板等による交通安全広報を実施する。 2 各種活動を通じて、早めのライト点灯や追突事故の抑止及び防衛運転の徹底を促すなどの交通安全活動を推進する。 3 高速道路走行マナーの向上と正しい高速道路運転の推進を図る。

<p>自家用自動車協会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種活動を通じて、高齢者の交通事故防止など本運動の重点について積極的な促進を図る。 2 ポスター、パンフレット、チラシ、立看板等による交通安全広報を実施する。
<p>指定自動車学校協会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 運転者教育の充実を図り、より安全な運転行動のとれる運転者の育成を図る。 2 ポスター、立看板等による交通安全広報を実施する。 3 地域の交通安全教育の場として、自動車学校施設の一日開放を行う。
<p>自動車安全運転センター</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 ポスター、チラシ等による交通安全広報を実施する。 2 運転免許に関する経歴(記録)証明書の活用を推進し、運転者の交通安全意識の高揚と企業等における安全運転管理の効果的な実施を呼びかけるとともに、SDカードの普及促進を図る。 3 交通違反等により運転免許の効力の停止を受ける直前に達した運転者に対して、その累積点数を書面で通知し運転免許の停止処分等受けることのないよう安全運転を促す。
<p>日本自動車連盟佐賀支部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種交通安全講習会(座学、参加・体験・実技型)を通じて、安全行動や安全運転の実践の徹底を図る。 2 各種イベント時における広報啓発活動により、交通安全意識の高揚を図る。 3 シートベルト着用及びチャイルドシート使用状況の調査等を実施し、公表するなどして、着用・使用の徹底を図る。
<p>報道機関</p>	<p>この運動の普及、啓発を目的とした広報を積極的に行い、県民の交通安全意識の高揚を図る。</p>